

別紙様式第2号(第15条関係)

第 期(年 月 日現在)貸借対照表
年 月 日 作成
年 月 日 備付

住 所
信用組合名
理事(組合)長 氏名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金	千円	預 金 積 金	千円
預 け 金		当 座 預 金	
買 入 手 形		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債券貸借取引支払保証金		定 期 預 金	
買 入 金 銭 債 権		定 期 積 金	
金 銭 の 信 託		そ の 他 の 預 金	
商 品 有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
商 品 国 債		借 用 金	
商 品 地 方 債		借 入 金	
商 品 政 府 保 証 債		当 座 借 越	
その他の商品有価証券		再 割 引 手 形	
有 価 証 券		売 渡 手 形	
国 債		コ ー ル マ ネ ー	
地 方 債		売 現 先 勘 定	
短 期 社 債		債券貸借取引受入担保金	
社 債		コマーシャル・ペーパー	
株 式		外 国 為 替	
そ の 他 の 証 券		外 国 他 店 預 り	
貸 出 金		外 国 他 店 借	
割 引 手 形		売 渡 外 国 為 替	
手 形 貸 付		未 払 外 国 為 替	
証 書 貸 付		そ の 他 負 債	
当 座 貸 越		未 決 済 為 替 借	
外 国 為 替		未 払 費 用 金	
外 国 他 店 預 け		給 付 補 填 備 金	
外 国 他 店 貸		未 払 法 人 税 等	
買 入 外 国 為 替		前 受 収 益 金	
取 立 外 国 為 替		払 戻 未 済 金	

そ の 他 資 産
未 決 済 為 替 貸
全 信 組 連 出 資 金
前 払 費 用
未 収 収 益
先物取引差入証拠金
先物取引差金勘定
保管有価証券等
金融派生商品
金融商品等差入担保金
リース投資資産
そ の 他 の 資 産
有 形 固 定 資 産
建 物
土 地
リ ー ス 資 産
建 設 仮 勘 定
その他の有形固定資産
無 形 固 定 資 産
ソ フ ト ウ ェ ア
の れ ん
リ ー ス 資 産
その他の無形固定資産
前 払 年 金 費 用
繰 延 税 金 資 産
再評価に係る繰延税金資
産
債 務 保 証 見 返
貸 倒 引 当 金
(うち個別貸倒引当金)

△
(△)

職 員 預 り 金
先物取引受入証拠金
先物取引差金勘定
借 入 商 品 債 券
借 入 有 価 証 券
売 付 商 品 債 券
売 付 債 券
金 融 派 生 商 品
金融商品等受入担保金
リ ー ス 債 務
資 産 除 去 債 務
そ の 他 の 負 債
賞 与 引 当 金
役 員 賞 与 引 当 金
退 職 給 付 引 当 金
役員退職慰労引当金
特 別 法 上 の 引 当 金
金融商品取引責任準備
金
繰 延 税 金 負 債
再評価に係る繰延税金負
債
債 務 保 証
負債の部合計
(純資産の部)
出 資 金
普 通 出 資 金
優 先 出 資 金
優先出資申込証拠金
資 本 剰 余 金
資 本 準 備 金
そ の 他 資 本 剰 余 金
利 益 剰 余 金
利 益 準 備 金
そ の 他 利 益 剰 余 金
特 別 積 立 金
(.)
当期末処分剰余金
(又は当期末処理損
失金)

()

		自 己 優 先 出 資 自己優先出資申込証拠金 組 合 員 勘 定 合 計 その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評価・換算差額等合計 純資産の部合計	△
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第25条第2項第5号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- ⑫ その他採用した重要な会計方針

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3、第8条の3の2及び第8条の3の4から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については記載を要しない。)

(5) 金融商品に関する事項

- ① 金融商品の状況に関する事項
- ② 金融商品の時価等に関する事項(簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。)
- ③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用組合以外の信用組合にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。)

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

(7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項

(8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項

(9) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)

(10) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第5号ロによる。

(11) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

(12) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(13) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)

- (14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
- (15) 子会社等(協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (16) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (17) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。
- (18) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (19) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生 of 主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
- (20) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (21) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (22) 出資1口当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (23) 中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (25) 資産の部の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (26) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。
 4. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 5. 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。
7. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、吸収合併（中小企業等協同組合法第63条の2に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により消滅する金融機関における当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併（同法第63条の3に規定する新設合併をいう。以下同じ。）の場合についても同様に取り扱うものとする。）。
 - (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合（中小企業等協同組合法第63条の2に規定する吸収合併消滅組合をいう。以下同じ。）の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続組合（同法第63条の2に規定する吸収合併存続組合をいう。以下同じ。）の名称
 - (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 吸収合併消滅組合から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨
 - (4) 会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由
8. 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること（新設合併の場合についても同様に取り扱うものとする。）。
 - (1) 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続組合の名称並びに吸収合併存続組合を決定するに至った主な根拠
 - (2) 合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額
 - (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 - (4) 吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨及び当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由
 - (5) 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針
 - (6) 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由
 - (7) 前事業年度に行われた吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直し内容及び金額
9. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。